



Can Do

“可能性への挑戦”

第22号
第22号

金田会計事務所通信

捨てるから始まること

昨年の初めに目標を立てたその結果はどうでしたでしょうか。思った通りになかなか行かないのが世の常です。うまい話もなく厳しい経済情勢との戦いに明け暮れたのかもしれませんが。そうすると人間はどうしても守りに入ろうとしてしまいます。

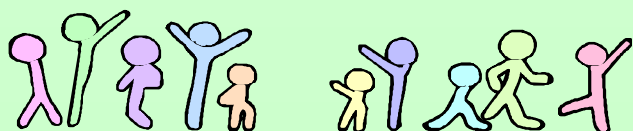
昨年、コンサルタントの知人がある法人の子会社の社長就任の打診を受けたことを聞きました。結局、彼はその話を断ったそうです。時間がない中で聞いただけなので、ゆっくりと話すことはできなかったのですが「承諾すれば良かったのに。」とだけ言いました。期間を決め、借金の保証人にならない限り(その法人は親会社のバックアップがあるのでその心配はいらないはず)、経営者としての経験を積めるだけでなく、いろいろな人脈を広げる(事実、トップ営業がやりやすい業種でもある)機会にもなります。その彼はまだ若いことや一人で数件の仕事をこなすだけの状況からすると、大きく飛躍できるチャンスを逃してしまっているような気がしました。今ある少しの仕事に固執してそのようになったとしたら残念なことです。

人間は今もっている器以上のことはできないようになっているのだと思います。その器を大きくするには現状を満足できない強い想いと積極的な行動によらなければならないはずです。今、自分の重荷になっているものは何でしょうか？それを脱ぎ捨てなければなりません。それが、自身の考え方なのか、固執した仕事なのかを検討してゆきましょう。例えば、自分しかできないと思い込んでいる仕事を思い切って止めてしまう、あるいは、スタッフに任せてしまうことも必要かもしれません。

聖書の「新しいぶどう酒は新しい皮袋に」という言葉の通り、今までの安定した実績に安住し、取りこぼしているものがあるかもしれません。良いことがあまりないように思える時代ですが、チャンスは必ずあります。「俺はこれしきの人間ではない！」と一声叫んでみましょう。

金田 康良

2011年 1月





どうなる平成23年度税制改正!



平成 23 年度税制改正大綱が昨年 12 月 16 日に閣議決定されました。ここ数年の改正案の中では超ド級ともいえる衝撃が走っています。そのキーワードはズバリ「増税」です。135 ページある大綱の中から特に注目すべき項目については追加版にて解説することにしてここでは必要と思えるもののポイントを掲載いたします。

【法人税率の引き下げ】(減税)

普通法人の法人税率を現行の 30% から 25.5% に引き下げます。それに連動し、地方税額も下がり、実行税率が 40% から 35% になります。また、中小企業については、800 万円までの所得については、現行の 18% から 15% に 3 年間の措置として引き下げます。これは平成 23 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されます。

【欠損金の繰越控除の延長及び制限】(増税? 減税?)

中小企業を除き、青色欠損金の翌年以降の繰越控除金額をその事業年度の所得金額の 80% に制限します。これは過去の巨大な欠損金により銀行等が税金を納めていないことに対する措置といわれています。(平成 23 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用)

また、これに伴い、青色欠損金の繰越控除期間を 7 年から 9 年に延長されます。(平成 20 年 4 月以降に終了した事業年度において生じた欠損金について適用)



【減価償却制度の定率法の償却率、寄付金の損金算入制度の縮小等】(増税)

- ① 減価償却資産を平成 23 年 4 月 1 日以降に取得した場合の定率法の償却率を、250% 定額法から 200% 定額法にと縮小する。
- ② 一般寄付金の損金算入限度額を現行の 1/2 と半減する。
- ③ 貸倒引当金制度の適用を銀行、保険会社等及び中小企業のみ限定。その他の法人は平成 23 年度以降 3 年間のみ 3/4、2/4、1/4 の引当を認める経過措置を講じます。



【消費税の免税制度の見直し】(増税)

注意

- ① 従来、課税売上割合(売上のうち消費税の対象となるものの占める割合)が 95% 以上であれば、仕入経費に係る消費税は全額控除できましたが、課税売上高が 5 億円超の事業者には適用しません(平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用)。これにより売上高の多い事業者は納付する消費税額が増加することとなると見込まれます。
- ② 消費税の免税事業者の判定については、前々事業年度の課税売上高から前事業年度開始から 6 ヶ月間の課税売上高とし、その課税売上高が 1,000 万円を超えた場合は免税を適用しません(平成 24 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から適用)。これにより新設法人の 2 年間の消費税免税が 1 年のみになるものが増えそうです。



【雇用促進税制の新設】(減税)

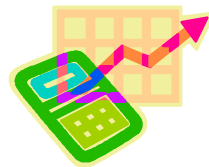
青色申告法人で公共職業安定所へ雇用促進計画の提出を行ったものが、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に、従業員のうち雇用保険の被保険者の数が前事業年度に比べ 10%以上、かつ、5 人以上(中小企業者は 2 人以上)増加したとの確認を受けたものは、増加した雇用保険の被保険者の数に 20 万円を乗じた税額を法人税額(当期の法人税額の 10%を限度とし、中小企業者は 20%を限度)から控除します。今後、従業員の増員計画のある企業及び青色事業者(所得税も同様)は要検討です。



【給与所得控除の見直し】(ほぼ増税) ⇒ 詳細は「追加版」参照

- ①給与収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額は 245 万円を上限とします。
- ②役員給与についてはその給与収入金額が 2,000 万円を超える場合は給与所得控除額を段階的に減らし、4,000 万円を超える場合は 125 万円とほぼ半減します。
- ③特定支出控除の範囲を拡大し、資格取得費(弁護士等の資格取得費も追加)と勤務必要経費(65 万円を上限)との合計額が給与所得控除額の 1/2 を超える場合は、その特定支出額と給与所得控除額の 1/2 とを合計した金額を確定申告により給与収入から控除できることとなります。

これらは平成 24 年度から適用されます。



【退職所得課税の見直し】(増税)

役員等としての勤務年数が 5 年以下の者の退職所得の計算については、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 とする措置を廃止する(平成 24 年度から適用)。これにより、短期間に退職を繰り返し、退職金を受取る役員等への課税を強めます。

【成年扶養控除の見直し】(増税)

38 万円の成年扶養控除(扶養親族のうち、年齢 23 歳以上 70 歳未満の者が該当)は心身の障害の事情を抱える親族等を除き、合計所得が 400 万円を超える者については、控除はできない。

【相続税の基礎控除・税率等の見直し】(ほぼ増税)

- ①相続税の基礎控除額を(5,000 万円+1,000 万円×法定相続人の数)から(3,000 万円+600 万円×法定相続人の数)へと縮小。
- ②相続税の死亡保険金の非課税制度(500 万円×法定相続人の数)の対象者を未成年者、障害者、被相続人と生計を一にしていた者に限る。
- ③未成年者控除を 20 歳までの 1 年につき 6 万円を 10 万円に増額し、障害者控除を 85 歳までの 1 年につき 6 万円を 10 万円に増額する。



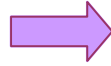
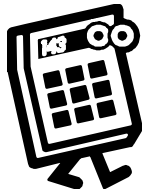
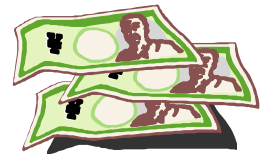
④相続税の税率見直し(以下)

《現行》

1,000 万円以下	10%
3,000 万円以下	15%
5,000 万円以下	20%
1 億円以下	30%
3 億円以下	40%
3 億円超	50%

《改正》

同左	
2 億円以下	40%
3 億円以下	45%
6 億円以下	50%
6 億円超	55%



これにより、今まで、相続税には縁がないと思われていた方々はこの際、確認することが必要となります。(平成 23 年 4 月 1 日以降開始の相続より適用)

【その他の関連税制】

- ☆贈与税率の見直し(上限税率を 55%とし、父母、祖父母からの 1,000 万円程度の贈与税率をわずかに緩和)
- ☆証券優遇税率の 2 年間延長
- ☆更正の請求期限を 1 年から 5 年に延長
- ☆白色申告者の記帳義務化、納税者番号制度の導入検討等々



消費税の増税以外の財務省の増税策が全て含まれたとも言われる今回の改正案ゆえ、よくよく検討しなければなりません。しかし、3 月の国会審議による成立も不安視されている中、修正等があるかもしれませんので、追加情報については再度お知らせします。なお、必要に応じてわかりやすい表現にしています。

金田会計事務所

〒541-0052

大阪市中央区安土町 3 丁目 4 番 5 号

本丸田ビル 3 階 (1階阪急そば)

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikei.com

URL : <http://kaikei.asia/>

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動
へのサポートを行っています。

お気軽にご相談下さい。



Can Do 税制改正追加版

使える、要注意平成 23 年度改正税法を大解説！！

《給与所得の特定支出の改正》: H24 年度からの適用

☆ 特定支出の範囲(今回追加されたもの)

(1) 資格取得費

職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費

(2) 勤務必要経費

職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費、職務に通常必要な交際費及び職業上の団体経費(上限 65 万円)

(注) 会社の承認を受けた経費で、領収書を確定申告時に添付

☆ 例題(給与所得のみの営業担当の会社員の場合)

- ・ H24 年の年収 340 万円 ⇒ 給与所得控除額: 120 万円(1/2 の金額 60 万円)
- ・ 新聞・本代 20 万円、営業用スーツ代金 6 万円、お客様との接待費 35 万円、同業者団体会費 6 万円 合計 67 万円(全て会社の証明有りの金額)
67 万円 > 65 万円(上限) ∴ 特定支出の合計 65 万円

① 給与所得控除額
(120 万円)

60 万円

60 万円

↓
②の金額の方が多い
ので②の金額

② 特定支出の金額

65 万円

∴ 確定申告により給与所得の金額は

$(340 \text{ 万円} - \underline{120 \text{ 万円}}) \text{ (給与所得控除額)} = 220 \text{ 万円}$ より

$(340 \text{ 万円} - (\underline{60 \text{ 万円}} + \underline{65 \text{ 万円}})) = 215 \text{ 万円}$ の方が有利！！

☆ 別途、資格取得費用があれば、さらに有利になります。

☆ 勤務必要経費には 65 万円の上限があるため、実際に確定申告により有利になる給与所得者は年収 200 万円～300 万円台の者と見込まれます。

(注) 勤務必要経費の内容については、法案成立後、政令、通達等により明らかになる予定のため、ここでは対象になると言われている経費を例にしています。

《役員報酬の給与所得控除額の制限》: H24 年度からの適用

☆ 役員の給与所得金額の計算(改正部分のみ)

- (1) 給与収入 1,500 万円～2,000 万円 ⇒ 245 万円
- (2) 給与収入 2,000 万円～2,500 万円
⇒ 245 万円－(給与収入－2,000 万円) × 12%
- (3) 給与収入 2,500 万円～3,500 万円 ⇒ 185 万円
- (4) 給与収入 3,500 万円～4,000 万円
⇒ 185 万円－(給与収入－3,500 万円) × 12%
- (5) 給与収入 4,000 万円超 ⇒ 125 万円

このように給与収入が多くなればなるほど、給与所得控除額が縮小します。

☆ 例題(給与収入 2,000 万円の役員の場合)

- ・従来: 2,000 万円(給与収入)－ 270 万円(給与所得控除額)
= 1,730 万円(給与所得の金額)
- ・改正案: 2,000 万円(給与収入)－ 245 万円(給与所得控除額)
= 1,755 万円(給与所得の金額)

∴ 25 万円の所得が増加

⇒ 個人所得税・住民税の合計最高税率 50%だと

12 万 5 千円の負担増

☆ 例題(給与収入 3,000 万円の役員の場合)

- ・従来: 3,000 万円(給与収入)－320 万円(給与所得控除額)
= 2,680 万円(給与所得の金額)
- ・改正案: 3,000 万円(給与収入)－ 185 万円(給与所得控除額)
= 2,815 万円(給与所得の金額)

∴ 135 万円の所得が増加

⇒ 個人所得税・住民税の合計最高税率 50%だと

67 万 5 千円の負担増

中小企業のように同族会社のオーナー社長の場合は、税金を法人で支払った場合と個人で支払った場合とのどちらが有利かということや、役員間の給与の見直しなども検討しなければならなくなるでしょう。